

施設賠償責任保険の契約内容についてのご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社営業につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社でご契約頂いております施設賠償責任保険につきまして、以下の通りご案内致します。

記

●保険期間：各契約毎の保険期間内

●補償：対人・対物賠償責任保険共通支払限度額：2億円

*当会社が法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、1回の事故について、他人

の身体の障害と財物の損壊にそれぞれ起因する損害を合算して保険証券記載の支払限度額2億円を限度としてお支払いいたします。

ドラゴン大会開催時、業務遂行上の不注意によって発生した事故について賠償責任が発生した場合に補償する契約です。

例：大会用のテントが壊れて参加者が怪我をした場合やゴルフ場の施設が壊れて損害賠償を請求された場合等身体障害や財物損壊が保険期間中に発生することを補償致します。

尚、下記記載されているのが約款上に記載されている保険金を支払う場合の内容です。

第1条(保険金を支払う場合)

(1)当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産(以下「施設」といいます。)

②施設の用法に伴う保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の遂行

(2)当会社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

以上宜しくお願い致します。